

## 第36回長崎家庭裁判所委員会（令和6年10月開催）議事概要

第1 日 時 令和6年10月24日（木）午後1時30分～午後3時00分

第2 場 所 長崎家庭裁判所

第3 出席者

（家裁委員）（五十音順、敬称略）

井上善樹、岡部豪（委員長）、海津秀貴、篠崎良介、城谷英知、瀬戸牧子、田中幸実、  
中村尚志、野田智浩

（事務担当者）

坂口事務局長、高木首席家裁調査官、乙須首席書記官、佐藤次席家裁調査官、福富  
事務局次長、由良総務課長、石丸主任家裁調査官、田中主任書記官、冨田主任書記官、  
垣内総務課課長補佐

第4 議事内容

1 開会

2 委員長の選任及び委員長代理の指名

3 テーマ「家事事件手続におけるWeb会議の運用について」の説明

4 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

第5 次回期日及び協議テーマについて

1 次回期日

令和7年5月27日（火）午後1時30分

令和7年6月10日（火）午後1時30分

令和7年6月12日（木）午後1時30分

2 次回協議テーマ

調停手続の充実に向けた調停委員の人材確保等について

3 その他

長崎地方裁判所委員会と合同開催

(別紙)

### 意見交換の要旨

(以下、発言者は、委員長：□、委員：○、事務担当者：△と表示)

- 最近はスマートフォンのイメージがあるが、当事者の方でウェブ会議を活用している方は、パソコンを備え付けている人だけが利用しているというイメージになるか。
- △ スマートフォンで参加している例は、本庁ではまだないが、支部では実績がある。
- 対面の場合には、聴取をするほかに、例えば必要な資料がある場合には当事者に示して確認をしてもらうことができるが、ウェブ会議では資料を示すことなどはできるのか。
- △ データの資料で、事前に裁判所が確認をしているものであれば、Webexで共有して見ていただくことはできる。
- 紙の資料をカメラ等で映し出すということもダメではない。
- 本人確認の関係で、民事の事件で代理人の弁護士は、ぼかし機能で背景を見えなくすることがある。本件ウェブ会議において、プライバシーの関係で背景をぼかす機能を使っていいか。また、それは代理人がついている事件と本人だけの事件とで扱いに違いがあるか教えていただきたい。
- △ 基本的に背景ぼかし機能を使用することは認めていない。ただ、最終的には調停委員会の判断になるかと思われる。背景ぼかし機能の制限については、代理人の場合と当事者の方のみの場合で差異を付けているということはない。
- 民事事件の時は背景ぼかし機能を使用されている代理人が多い印象はあった。家事事件において、ルール上代理人がついている事件と当事者本人だけの事件で違うということはない。

問題になるのは、片方に代理人がついていて、片方は本人だけの場合において、扱いが違うということが明らかになったときに紛糾する可能性がある。そういう可能性は気になるところではあるが、基本的に家事調停の場合、両方が同時にウェブで繋がるということがないので、必要性を説明していただければ、柔軟に対応することはあるのではないかと考えている。ただ、最終的には個々の調停委員会の判断になるかと思われる。
- 非公開性を担保するために、第三者の在席等の防止という説明を受けたが、第三者の境界線はどこになるのか。
- 当事者として上がっている人以外は、全員第三者になる。子供や子供の事件での祖父母も第三者に当たる。原則は第三者が在席することは認めないが、例えば小さいお子さんであれば、家庭環境としてどうしようもない状況であることから例外扱いするし、その他、例えば親族に関して付添人という制度を用いる場合や裁判所が許可した代理人という制度などがあり、民事の事件に比べると、不安が高まってしまっている当事者に対して補助することができる制度にはなっている。

非公開の手続という言葉が何度か出ていたかと思うが、家事事件と民事事件や刑事事

件を比べると、民事事件、刑事事件は公開の法廷で行っているのに対して、家事事件は全て非公開で行っている。つまりは、非公開という制度がスタートラインになっているところであるが、それはプライバシーの問題を直接扱っているため非公開で行っており、それを担保することが非常に重要になっている。第三者という言葉になっているが、わかりやすく言うと、他人には聞かれることなく、安心して話してもらえる環境を作らないといけないという目的で行っている。

- 例えば、離婚調停では、本人が思っていることがあっても、周りの義父母の声が大きくて、その方々が介入することで却って紛糾したりすることもある。そういった方々の介入を防ぎ、本人の考えで調停が進められるように、第三者の参加は制限されている。
- ウェブ調停はすごくよい制度だと思っている。離婚訴訟などで夫がすごく怖い場合に、すぐ側にいるかもしれないと思いながら話さなくていいので、すごく良いのではないかとと思っている。

調停委員の方々はモニターを見ているということだったが、そのモニターはどれくらいの大きさか。表情や雰囲気判断するのにどれくらいの大きさなら伝わるのか。テレビ局的にこういうのがいいというのはあるか。

- 大きければ大きいほど良いとは思う。実際の編集作業の中で、画面が小さいと見落とししたりすることはあるが、どの大きさが適正かというものはない。ただ、顔の大きさという点で考えると、モニターに顔と同じ大きさが映るくらいのサイズがよいのではないかとと思われる。
- ウェブ会議が使用できるというのは、色々な選択肢が増えてよいことだと思っている。課題も色々あるとは思いますが、是非進めていただければと思っている。

このウェブに参加するに当たっての時間帯など決まっているのか伺いたい。

- △ 調停事件の期日は、長崎家裁では午前9時30分開始から午前12時頃までと午後であれば、1時30分から開始して午後4時頃まで行っており、だいたいこの時間帯を進めるが、早く終わることもある。ただし、午前午後を跨ぐようなことはしていない。

- 先ほどのウェブを行ったときの顔の表情が細かいところも見えるかどうかということと関連するが、利用している弁護士から聞いたところ、表情やしぐさを確認することについては、やはり対面で行うよりも若干劣るという感想を聞いている。ウェブ会議によるメリット、デメリット、対面によるメリット、デメリットはそれぞれあると思われるため、ウェブを使用する場合は、表情やしぐさの点については調停委員にもより注意して見ていただきたい。代理人がついている場合は本人が言いたいことをフォローすることができるが、本人だけの場合はなかなか難しいところもあると思われるため、ウェブ調停の際には、調停委員に表情やしぐさの確認を対面より注意していただきたいと思う。

- 非公開性の担保の件で、録音、録画があった際にどういう対応をしていくのかという

ことについて、何か議論をされたことがあるか。あれば教えていただきたい。

- 当庁において、録音、録画がされた場合のサンクション（制約）について議論をしたことはない。ただし、裁判所全体で見ると、民事訴訟における非公開で行う弁論準備手続というものがあって、その中で、録音、録画が疑われた事案があり、それについて議論されたことはある。録音、録画したものを消すよう指示することは、裁判官の訴訟指揮権として言えるのではないかと、行きつくところまで行くと制裁の問題も出てくるのではないかという議論がされている。
- ウェブ会議のシステムの案内などは、申立人に対して積極的に案内したり、自宅にこういうスペックが必要だとか、アプリを入れたりしてできることの働きかけはしているのか。
- △ 申立書の審査をしたときに、そのような希望のある方に対してはウェブ会議の案内をお送りしている。申立書の中から、例えば、小さいお子さんがいたり、遠方にお住まいでなかなか出頭が難しそうな方であったり、あるいは仕事が自営業で、長時間仕事を離れることが難しそうな事情が見えてきたときは、こちらからお声掛けをしている。
- ウェブ会議の導入当初は、代理人が双方ついている事案で、設備が整っている代理人事務所から始めてきた。少なくとも、申立てのあった事件すべてについて案内はしていないのが現状である。利便性の面から適した事件については、積極的にやっていくという風に考えている。
- 自分が関わる事件は遺産分割事件が多い。遺産分割事件は高齢者が多い。高齢者はご自宅から出るのも難しいという方が多い。また、公共の交通機関がないという方も多い。そういう方々が利用できたらいいなと思っているところであるが、その方々に対して、ウェブ会議を利用するための機器の設定だとか、こういう物が必要になるという説明自体が難しそうだと感じており、裁判所の職員の方もそれを案内するとなると、かなり負担が大きいのではないか。
- スマートフォンで対応はできるが、通信料についての説明が必要になり、画像を使うとそれなりの通信料になる。  
また、デジタルデバイドを乗り越えて説明をするというのは、大変だろうなと思うところはある。
- △ Webexはスマートフォンだとブラウザから参加できないため、アプリをダウンロードしてもらう必要がある。参加予定の方には、デバイスの確認や端末がどのようなものかや、有線LANの有無について確認を行っている。
- 支援されている方に、アプリをダウンロードしてくださいと説明しても対応が難しいということか。
- アプリのダウンロードについても直接操作するところをお見せないと難しい。  
若い方だと、Wi-Fiの環境がどれくらいの支出になるのか気になっている。

- 先ほど第三者の関係で、非公開性があるので本人だけで参加するのが大事だと話をさせていただいたところであるが、一方で準備について、ご家族などの周りの支援者が支援することについては否定されているところではない。

調査官調査でもウェブを活用していることを説明したが、高齢者施設に入っている認知能力が衰えた方の後見、保佐等をする上での本人の調査も、施設の支援をいただいた上で本人と話をするということが調査の中では使用している。

そのような形で、参加する人は本人だけでも、周りの方がヘルプするのはいい流れなのかなと思っている。

書記官として隘路はあるか。

- △ あくまで機器操作の手伝いということで、非公開性の聴取の場面と切り分けていただければ、各種機関の手助けを受けることについては隘路はない。

- 当事者の目線から、更に利活用を推進してほしい点やウェブ会議に期待する点など意見等があれば紹介していただきたい。

- 企業でも、コロナ禍以降、理事会や役員会議含めてウェブ会議で実施するようになった。2つほど懸念点があり、1つ目は会議の参加方法についてで、企業では会議の出席率を上げることはいいことだが、出席する場所が、例えば、出張先のホテルや車の中からウェブで参加している状況である。もう一つはセキュリティの問題で、個人情報を扱うため、どこまでセキュリティ対策しているか等を伺いたい。外部委託してセキュリティ対策が必要であるとも思っているため、是非対策を推進してほしい。

- △ ウェブ会議の場所について、出張先のホテルや車の中ということであるが、長崎本庁では事例はないが、支部、出張所から、車の中から参加されたという事例を聞いている。これについては、非公開性が担保されて、静かで、会話ができ、落ち着いた環境で調停をすることができるのであれば、第三者に聞かれないということが前提になるが、車の中や出張先のホテルでも調停委員会の判断で通信先として認めている場合はある。

個人情報の漏洩については、裁判所も十分注意をしており、会議に入る際に、アドレスが他方当事者に知られたくないというような場合もあるため、原則、ミーティング番号で入るような設定にしている。ミーティングもロックをかけており、IDやパスがないと入れない設定になっているため、関係ない当事者が入ってくることは防止している。